

第5節

地域の実情に即した取組の強化

1 地域の強みを活かした取組支援

地方公共団体の取組の支援

地域少子化対策重点推進交付金では、結婚支援とともに、男性の家事・育児への参画を促進する取組や、乳幼児との触れ合い体験、子育て支援パスポート事業など、地方公共団体が行う少子化対策の先駆的な取組や、優良事例の横展開を支援した。

さらに、2016（平成28）年度補正予算で措置された同交付金では、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）の推進のため、地域の総合的な結婚支援や、地域の体制整備や人材育成に係る先進的な取組を支援している。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に資する多様な交流の機会の提供など、地方公共団体と連携した企業・団体・学校等の自主的な参加による取組等を支援している。

なお、2016年度当初予算に創設された「地方創生推進交付金」では、地域少子化対策重点推進交付金とのすみ分けを図りつつ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業

界や労働界、金融機関等の地域の関係者が集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む地方公共団体を支援した。併せて、双方で一元的に事前相談や申請書案を一括して受け付けるなど、執行にあたって必要な連携を確保している。

地域と連携した取組の促進

2016（平成28）年4月からスタートした「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開については、同年10月から新たに5都府県が参加して合計46都道府県となり、2017（平成29）年4月からは全47都道府県で相互利用が可能となった。

本事業は、都道府県等地方公共団体と協賛企業・店舗において授乳やおむつ交換場所の提供、ミルクのお湯の提供等の乳幼児連れの外出サポート（フレンドリー・メニュー）や子育て世帯に対するポイント付加サービス、商品代や飲食代等の各種割引等のサービスを提供しているものである。国においても地域ぐるみで子育てを応援しようとする社会的機運の醸成のため、各都道府県と連携し、協賛店舗の拡大、サービス内容の充実など本事業の充実・強化を図っている¹。



「自治体、企業、NPOによる『子育て支援連携事業』全国会議」

1 子育て支援パスポート事業（参照）

第2部第1章第3節「多子世帯向け子育て支援パスポート事業の充実」

第2部第2章第2節「子育て支援パスポート等事業の全国展開」

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport/pass_tenkai.html

また、2013（平成25）年度から地方公共団体や企業、NPO等が連携した子育て支援の取組を推進し、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成を図るため、「自治体、企業、NPOによる『子育て支援連携事業』全国会議」を開催している。2016年度の全国会議では、優良事例として、美容院等を子育ての身近な相談の場にする「子育て美容-eki」や、育休復帰を控えた母親が父親と一緒に子供連れで学べる「ママtomoパパtomoカレッジ」（母親が育休から復帰する場合の事例共有や、父親による育児に関する情報提供が行われる）及び練馬区とJV（4社共同事業体）が運営する「こどもの森」（子供たちが自然体験や冒険遊びを通してみどりの豊かさを実感できる場を提供する）について取組事例が報告された¹。

「子育て支援員」の養成

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、2015（平成27）年度より、都道府県・市町村等において、地域で子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者等に対し、必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員研修事業を地域の実情に応じて実施している。

地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

高齢者に就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍している。

また、母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織においては、登下校時の子供の見守り活動や公園の遊具の安全点検、親子やお年寄との交流機会の提供、子供とともに食の大切さを学ぶ文化活動などを行い、子供を地域全体で支え、見守り、育てる活動を積極的に展開している。

1 「自治体、企業、NPOによる『子育て支援連携事業』全国会議」
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/relation/h28/houkoku.html>

2 「地方創生」と連携した取組の推進

「地方創生」と連携した少子化対策の推進

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014（平成26）年12月閣議決定、2016（平成28）年12月改訂）においては、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標に掲げ、（ア）少子化対策における「地域アプローチ」の推進、（イ）若い世代の経済的安定、（ウ）出産・子育て支援、（エ）地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）に取り組むための具体的な施策を記載するとともに、「少子化社会対策大綱」と連携した総合的な少子化対策を国と地方公共団体が連携して推進する旨を盛り込んでいる。地方公共団体は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定・推進することとしており、その際に、他の地方創生のための施策に加え、総合的な少子化対策の展開を図っている。

少子化対策における「地域アプローチ」については、国において、2016年2月に、各地域の出生率に関する状況やこれに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」等に関する実態を地域別に分析するためのデータを

とりまとめた「地域少子化・働き方指標（第2版）」と、指標を活用した分析例や各地域の施策例をとりまとめた「地域少子化対策検討のための手引き—働き方改革を中心に—（第1版）」を公表している（2017（平成29）年5月に改訂）。同時に、「地域働き方改革支援チーム」を立ち上げており、各地域で開催される、地方公共団体、経済団体、労働団体、労働局等で構成する「地域働き方改革会議」において、地域ごとの少子化・働き方の分析や、働き方改革に向けた取組が円滑に進められるよう、情報提供、助言等の支援を行っている。

また、地方公共団体が行う「働き方改革」などの先導的な取組については、2014年度補正予算における「地域住民生活等緊急支援のための交付金」や2015（平成27）年度補正予算における「地方創生加速化交付金」といった自由度の高い交付金を活用して支援してきたところである。地方創生が本格展開の段階を迎えた2016年度には、改正地域再生法に基づく法律補助の交付金として、2016年度当初予算で「地方創生推進交付金」が創設され、今後は、この「地方創生推進交付金」を通じて意欲のある地方公共団体による先導的な取組を安定的かつ継続的に支援していくこととしている。